

令和4年度
事業計画書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公益社団法人 全日本銃剣道連盟

I. 基本方針及び重視事項

1. 基本方針

公益社団法人全日本銃剣道連盟（以下「全銃剣連」という）は、スポーツ基本法、武道憲章及び銃剣道修行の指標に則り、銃剣道・短剣道の普及振興を図る事業を行い、国民の体力向上と健全な人間形成に寄与する。

この際、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じつつ、積極的に事業を推進するとともに経費節減に留意する。

2. 重視事項

(1) 新型コロナウイルス影響下における積極的な事業推進

- 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策の実践
- 会費収入及び事業収入の回復による増収努力並びに 10%を基準とする経費節約及び事業見直し等による経費削減努力による事業推進により、健全な連盟運営基盤を回復

(2) 会員数の増大

- 意義：会員は全銃剣連活動の根源、その減少は全銃剣連全体にとって死活問題
- 会員増勢問題検討委員会の成果を発揮し、全銃剣連全体で会員増勢に努力
- 会員確保目標：中期計画に基づく全銃剣連及び都道府県連の会員確保目標明示 別紙
- 銃剣道に関する正しい認識の普及：銃剣道の意義、全銃剣連の使命・活動等
- 新規会員の獲得：自衛隊における新規会員、ジュニア・女性・大学生・高齢者会員の獲得
- 会員の減勢防止：新型コロナウイルスの影響による会員離れ防止
- * 自衛隊会員継続：競技会奨励・支援、きめ細かな審査会開催（出張審査等）、異動会員対応
- * 銃剣道キャリアの活用：称号段位の検定記録簿記載、社会貢献参画
- * 生涯銃剣道・短剣道の環境整備：道場整備、指導者・審判・役員進路の情報
- * ジュニア・女性・大学生・高齢者会員の継続：情報提供、指導者育成、道場整備
- 会員の掘り起こし：元会員の再入会、新型コロナウイルスの影響により離れた会員の呼び戻し
- * 元会員の再入会：再入会環境の整備（道場整備）、情報提供（OB会等活用）
- * 活動の場の提供：「全日本高齢者武道大会」参加奨励、地方大会高齢者部門実施奨励、役員等への登用
- * 新型コロナウイルスの影響により離れた会員への声掛け・呼び戻し
- 会員管理要領の検討：会員の定義、会員管理体制整備等

(3) 銃・短剣道に関する指導者及び審判員の育成

- 意義：指導者及び審判員の育成は銃剣道の命運を担うと認識、長期的育成努力
- 目標：青少年指導者講習会 80 名、ブロック研修会 2,200 名、スポーツコーチ講習会 100 名
- 指導者の思想統一：ブロック指導員の銃剣道・短剣道青少年指導者講習会、A級審判員研修会への参加義務を継続
- 八段受審促進：A級審判員審査会時に八段審査会開催、地方開催可能策継続
- (公財) 日本スポーツ協会公認銃剣道コーチ資格取得の奨励
- 地域社会武道指導者研修会事業への参画：鳥取、福島、栃木、静岡
- 選手・監督・審判員に対するガバナンス教育の実施

(4) ジュニアの育成強化

- 意義：ジュニア剣士の育成は、人間形成という社会貢献、同時に連盟存続のための後継者育成
- ジュニア育成拠点の拡大目標：全県設置（令和6年度120道場）
- 方策：部活動・同好会、道場・クラブ・教室、スポーツ少年団、学校開放、駐屯地体育館活用
- ジュニアの大会参加奨励：高校生大会・少年少女錬成大会・国体ブロック予選会への全県出場
- ジュニアへのPR：地方イベントやタレント発掘事業への参画
- ジュニア指導者の育成：青少年指導者講習会への参加、公認スポーツコーチ資格の取得
- 範士審査への反映：ジュニア育成事業への参画（道場開設又は参加）を重視

(5) 中学校・高等学校銃剣道授業の推進

- 意義：中学校・高等学校銃剣道授業による学校教育への参画は、現代武道の一員としての証
- 要領：中学校・高等学校新学習指導要領に基づき、銃剣道授業の実現・拡大努力継続
- 目標：中学校銃剣道授業実施校 15 校、全ブロックで実施（令和5年度：20校、ブロック2校）
- スポーツ庁委託事業の受託継続
 - * 学校等に授業採用を依頼する「コーディネーター」と直接授業を指導する「外部指導者」を配置・育成
 - * 授業実施校への用具支援を継続
 - * 授業実践事例の調査・検討事業の実施
- 「武道推進モデル校制度」の積極的活用

- 全国銃剣道指導者研修会参加奨励：教員、外部指導者、ブロック指導員等地域指導者育成
- 中学校武道授業（銃剣道）指導法研究事業の継続実施

（6）女性の育成と活用

- 意義：女性への普及振興は、連盟活動の幅を拡大すること以上に現代における組織体の常識
- 目標：令和8年度教士・A級審判員各10名、令和4・6・8年度の改選毎女性理事増員
- 要領：女性普及委員会を中心に、銃剣道・短剣道の女性への普及振興、女性の活用、女性活動の環境整備について努力
- 留意：ガバナンスコードに適合して女性の活躍の場を拡大

（7）国際普及活動

- 意義：銃剣道・短剣道の国際的普及は、現代武道の証
- 要領：国際普及委員会を中心に、銃剣道・短剣道の海外への普及、国際組織の在り方を検討
- 施策：国際銃剣道・短剣道セミナーの国内開催

（8）ガバナンスコード適合施策

- 目的：ガバナンスコードに適合する施策を推進し、連盟の健全性と時代対応能力を保持
- 自己説明（毎年10月公表）、適合性審査（令和5年度受審）
- 役員体制の検討：女性役員の登用（女性理事目標割合40%）、外部理事25%の維持
- 役員定年制（75歳）の維持と、70歳定年の検討
- 役職員教育の実施

（9）外部意見の聴取

- 意義：全銃剣連の健全な発展に不可欠
- 要領：有識者会議の実施（全銃剣連独自事業）

（10）広報

- 目的：銃剣道・短剣道の普及振興、会員の士気高揚に資する広報戦略
- 正しい銃剣道・短剣道の認識普及のため各種広報活動の実施
- ブランディング戦略の推進：ホームページ改善、インターネット・マスメディア・アニメ・漫画等の活用

（11）連盟の活性化

- 意義：現場意見の施策への反映
- 要領：アスリート委員会の活動継続

Ⅱ. 事業内容

1. 全日本銃剣道選手権大会及びその他の競技大会の開催について

(1) 高松宮記念杯争奪第 30 回全日本銃剣道選手権大会

- 開催年月日：令和 4 年 8 月 5 日(金)
- 開催場所：日本武道館
- 参加選手：64 名を予定
- 選手を派遣できない県連盟がある場合は、その出場枠を当該ブロックからブロック選出選手として出場させることができる。

(2) 第 66 回全日本銃剣道優勝大会

- 開催年月日：令和 4 年 4 月 24 日(日)
- 開催場所：日本武道館
- 参加選手・監督：1,200 名を予定

(3) 第 53 回全日本青年銃剣道大会

- 開催年月日：令和 4 年 8 月 4 日(木)
- 開催場所：日本武道館
- 参加選手・監督：1,500 名を予定

(4) 第 34 回全国高校生銃剣道大会

- 開催年月日：令和 4 年 7 月 23 日(土)
- 開催場所：宮城県 岩沼市総合体育館
- 参加選手・監督：300 名を予定

(5) 第 22 回全日本短剣道大会

- 開催年月日：令和 5 年 2 月 12 日(日)
- 開催場所：日本武道館
- 参加選手・監督：350 名を予定

(6) 令和 4 年度全日本少年少女武道（銃剣道）錬成大会

- 開催年月日：令和 4 年 8 月 3 日(水)
- 開催場所：日本武道館
- 参加選手・監督：350 名を予定

(7) 第77回国民体育大会銃剣道競技会

- 開催年月日 : 令和4年10月8日(土)～10日(月・祝)
- 開催場所 : 栃木県立壬生高等学校体育館(栃木県壬生町)
- 参加選手・監督 : 193名
- 役員数 : 80名

(8) 競技会参加者等の要件

- 全銃剣連が主催する競技大会に出場する選手・監督・コーチは、令和3年度の全銃剣連会員であり当該年度の会費を完納した者に限る。ただし、少年少女錬成大会・高校生大会は除く。
- 国民体育大会の競技種目別に参加するチームの監督・コーチは、(公財)日本スポーツ協会公認銃剣道コーチ1以上の有資格者とする。
- 全銃剣連が主催する競技大会の審判長・試合場主任は、名誉審判員とする。

2. 銃剣道及び短剣道に関する調査、研究及び教則の制定と競技規則・審判規則の統一。講習会・研修会の開催と指導員・審査員の派遣

(1) 銃剣道・短剣道青少年指導者講習会

- 目的 : 日本武道館との共催により講習会を開催し、青少年指導者及び高段保有者等の銃剣道・短剣道に関する識見、指導能力及び技倆を向上
- 開催時期 : 令和4年5月13日(金)～15日(日)
- 開催場所 : 日本武道館研修センター

(2) A級審判員研修会

- 目的 : A級審判員資格保有者及び同受審資格者に対し研修会を開催し、審判理論の精通及び審判技術の向上を図るとともに、A級審判員としての権威と資質を養成
- 開催時期 : 令和5年1月27日(金)～28日(土)
- 開催場所 : 日本武道館研修センター

(3) ブロック研修会 : 各ブロックで実施、指導員派遣

- 目的 : 全国の銃剣道・短剣道及び審判法に関する知識・技能の均衡的発展を図るため、ブロックごとの研修会を実施
- 日程・内容等 : 各ブロックの計画による。高段者(六・七段対象)の段位審査は研修会最終日又は研修会翌日に実施

(4) 第9回全国銃剣道指導者研修会

- 目的：日本武道館との共催により研修会を開催し、学校教員への銃剣道指導能力の普及を図るとともに、外部指導者候補者（女子含む）、ブロック指導員の技倆及び指導能力の向上等、銃剣道・短剣道に関する指導者の能力向上と幅広い分野への拡大を推進
- 参加対象：学校教員、各地域外部指導者候補者（女子指導者含む）、ブロック指導員等
- 開催時期：令和4年11月11日（金）～13日（日）
- 開催場所：日本武道館研修センター

(5) 国内強化合宿

- 目的：JOC（日本オリンピック委員会）委託事業として開催し、高校生・中学生等の銃剣道・短剣道に関する技倆を向上させ、心身とも健全な人材を育成
- 開催時期・場所：各ブロック等の計画

(6) (公財) 日本スポーツ協会公認銃剣道コーチ養成講習会

- 目的：日本スポーツ協会公認のコーチ2（銃剣道）受験資格者及びコーチ1（銃剣道）受験資格者に対し銃剣道に関する講習会を実施し、資格の取得に寄与
- 公認銃剣道コーチ2銃剣道専門科目講習会
 - * 令和4年9月8日（木）～11日（日）、日本武道館研修センター
- 公認銃剣道コーチ1銃剣道専門科目講習会
 - * 第1回：令和4年8月25日（木）～27日（土）、静岡県
 - * 第2回：令和4年10月28日（金）～30日（土）、鳥取県立武道館

(7) 指導員派遣事業

- 全銃剣連が主催する研修会・講習会に対しては、ブロック指導員を派遣
- 日本武道館及び全国都道府県立武道館協議会加盟武道館と共催で行う地方青少年武道（銃剣道）錬成大会及び地域社会武道指導者研修会に対しては、全銃剣連が指定したブロック指導員2名を派遣
- ブロック及び県連盟等が研修会を計画し、指導員等の派遣を必要とする場合及び県教育委員会等から強化指定校の指導員の派遣を要請された場合は、指定講師を派遣するよう努力

(8) 国際交流事業

- 国際普及委員会を中心に活動
- 国際銃剣道・短剣道セミナー
 - * 令和4年8月26日（金）～28日（日）、日本武道館研修センター
- 日本武道館海外派遣代表団・国際武道文化セミナーへ参加

(9) 銃剣道・短剣道に関する調査、研究

- 競技力向上委員会により、銃剣道・短剣道に関する基本問題の研究、競技力を高めるための応用技の研究、女性に対する教育指導・健康指導・護身的要素の指導、年齢別・性別ごとの身体トレーニング法の実践、銃剣道・短剣道教則改正等について調査・研究を継続
- ドーピング防止委員会、医学・安全委員会により、ドーピング防止活動及び医学・安全活動に関する資料収集を行い、ガイドライン・マニュアル等の作成や啓発教育等に関する調査・研究を継続
- 女性普及委員会を中心に、銃剣道・短剣道の女性への普及振興、女性の活用、女性活動の環境整備等について調査・研究を実施
- 会員増勢問題検討委員会により、会員増勢に関する施策を推進
- アスリート委員会により、連盟内の意思疎通、活性化、後継者の育成を継続
- 倫理委員会により、全銃剣連のガバナンス向上に関する施策を推進
- 国際普及委員会により、銃剣道・短剣道の国際的普及に関する施策を推進
- 中学校武道必修化対応施策充実のため、指導法の研究、指導書の改善、教員・授業協力者の養成、参考資料、DVD、用具、教材等に関する調査研究を実施
- スポーツ庁委託事業「令和4年度令和の日本型学校体育構築支援事業」を受託し、学校等との連携を強化
- * 都道府県連盟にコーディネーター及び外部指導者を配置
- * コーディネーター・外部指導者研修会を開催
令和4年8月27日（土）～28日（日）、日本武道館研修センター
- * 授業実践事例の調査・分析：銃剣道授業の実施及び視察により教訓事項を調査・分析し、資料を作成
- * 授業実施校に対し用具の支援を継続
- 有識者会議を全銃剣連独自事業として開催
- ホームページ改善等のブランディング活動、有識者提言の実施等により、情報戦略分野を強化

3. 銃剣道及び短剣道の技倆に関する資格認定及び称号段位の付与

(1) 段位審査会

- 八段審査会
- * 構成：会長が指名する審査員で構成
- * 中央開催：令和5年1月29日（日）、日本武道館研修センターにて全銃剣連が実施

* 地方開催：受審希望者が10名以上の場合、調整により希望の地方において全銃剣連が主催
令和4年6月26日(日)、北海道上富良野町社会教育総合センター

○ 六段・七段審査会

* 構成：全銃剣連が選定する審査員により構成

* 開催時期・場所：各ブロック研修会最終日または翌日、研修会開催場所において全銃剣連が主催

○ 五段以下審査会：各都道府県連盟に委託

(2) 称号審査会

○ 範士称号審査会

* 審査会の構成：称号・段位審査規則第4条（審査会の種類と構成）第2項により構成

* 開催時期：令和4年12月17日（土）

* 開催場所：都内

○ 教士・錬士称号審査会：称号・段位審査規則第4条（審査会の種類と構成）第3項により構成し実施

(3) 指定審判員審査会

○ A級審判員審査会

* 主催及び構成：全銃剣連が主催し、会長が指名する審査員により構成

* 開催時期：令和5年1月29日（日）

* 開催場所：日本武道館研修センター

○ B級審判員審査会

* 構成：全銃剣連が選定する審査員により構成

* 開催時期：各ブロック審判研修会時に1日の日程で年間9回開催

○ C級審判員審査会：各都道府県連盟に委託

○ 名誉審判員認定審査：指定審判員規則第14条に則り、全銃剣連が実施

(4) 段位特別審議会

○ 九段・十段審議会：称号段位審査規則第9条に則り、全銃剣連が実施

4. 機関誌の発行・銃剣道等に関する図書の出版

(1) 機関誌「剣の心」第69号の発行

○ 目的：銃剣道・短剣道に関する情報交換・紹介等により会員の相互親睦及び修行の資とするとともに、銃剣道・短剣道の普及振興を推進

○ 発行時期：令和5年3月

(2) 図書の出版

- 教則の販売
- 試合・審判規則及び細則の販売
- DVDの販売

5. 功労者の表彰

(1) 全銃剣連の行う表彰

- 趣旨：「表彰及び感謝状の授与に関する規則」及び「表彰等規則の施行に関する細則」に
則り、功労のあった団体・個人に対して審査のうえ以下の表彰、褒章又は感謝状を授与
- * 特別功労章
- * 功労章
- * 優良都道府県連盟表彰
- * 優良団体表彰
- * 感謝状

(2) 全銃剣連以外の団体等が行う表彰への推薦

- 日本武道協議会が行う表彰への推薦
- * 武道功労者
- * 武道優良団体表彰
- * 少年少女武道優良団体表彰
- 新聞社等が行う表彰への推薦

Ⅲ. その他

1. 会議等

- 第1回通常理事会 : 令和4年 5月15日(日)、パールホテル両国
- 定時社員総会 : 令和4年 5月30日(月)、パールホテル茅場町
- 第2回通常理事会 : 令和4年12月17日(土)、都内 (リモート併用)
- 第3回通常理事会 : 令和5年 3月25日(土)、都内 (リモート併用)

2. 委員会

委員会が計画する時期・場所・要領にて開催

- 競技力向上委員会
- ドーピング防止委員会
- 医学・安全委員会
- 倫理委員会
- 女性普及委員会
- 国際普及委員会
- アスリート委員会
- 会員増勢問題検討委員会

3. 規則等の改正

- 適宜改正

4. 報告等

- 各県連等は、翌月 10 日までに月報、令和 4 年 6 月末日までに前年度事業報告書・収支決算報告書を全銃剣連に提出

都道府県別・年度別普通会員数目標

No.	都道府県連盟	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	北海道	3,000	3,100	3,150	3,200	3,200
2	青森	250	250	250	250	250
3	岩手	160	170	180	190	200
4	宮城	500	510	600	700	700
5	秋田	510	520	540	560	580
6	山形	248	251	254	257	260
7	福島	1,007	1,010	1,013	1,016	1,020
8	茨城	140	160	180	200	210
9	栃木	180	180	180	180	180
10	群馬	110	126	138	158	170
11	埼玉	830	830	830	830	830
12	千葉	320	340	360	380	400
13	東京	400	425	450	475	500
14	神奈川	700	700	700	700	700
15	山梨	170	170	170	170	170
16	新潟	150	160	170	190	220
17	富山	56	65	74	83	92
18	石川	320	330	340	350	360
19	福井	75	75	75	75	75
20	長野	90	95	100	105	110
21	岐阜	50	50	50	50	60
22	静岡	550	600	650	700	800
23	愛知	700	720	730	740	750
24	三重	550	570	590	610	620
25	滋賀	123	123	145	165	165
26	京都	330	360	390	420	450
27	大阪	80	90	100	110	120
28	兵庫	400	420	440	460	480
29	奈良	35	35	35	35	35
30	和歌山	36	36	36	36	36
31	鳥取	360	380	400	420	440
32	島根	120	120	122	125	130
33	岡山	370	380	300	300	310
34	広島	150	155	160	165	170
35	山口	850	950	1,050	1,150	1,250
36	徳島	40	40	40	40	40
37	香川	320	320	320	320	320
38	愛媛	230	180	180	180	180
39	高知	294	294	294	294	294
40	福岡	400	450	500	550	600
41	佐賀	250	250	270	270	300
42	長崎	250	250	270	270	300
43	熊本	335	345	355	365	375
44	大分	200	200	200	200	200
45	宮崎	560	570	580	590	600
46	鹿児島	623	654	687	721	757
47	沖縄	325	350	375	400	400
48	学連	120	120	120	120	120
	計	17,867	18,479	19,143	19,875	20,529